

議案第53号

静岡市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正について

静岡市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月16日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の修学部分休業に関する条例（平成22年静岡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「2年を超えない範囲内において」及び「である」を削る。

第3条第1項中「平成15年静岡市条例第50号」の次に「。以下「給与条例」という。」を加え、「又は同条の規定を準用する静岡市教育職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第259号）第14条」を「（静岡市教育職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第259号。以下「教育職員給与条例」という。）第14条及び静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（平成29年静岡市条例第 号。以下「小中学校教育職員等給与条例」という。）第14条において読み替えて準用する教育職員給与条例第14条において読み替えて準用する場合を含む。）」に、同条第2項中「静岡市職員の給与に関する条例」を「給与条例」に、「静岡市教育職員の給与に関する条例第14条において」を「教育職員給与条例第14条及び小中学校教育職員等給与条例第14条において読み替えて準用する教育職員給与条例第14条において読み替えて」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。